

○中村学園大学短期大学部授業料、その他の納付金及び諸納入金取扱要領

平成12年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 本学の学生から徴収する授業料、その他の納付金並びに本学の科目等履修生及び委託生から徴収する履修料等については特に定めがある場合を除き、この取り扱い要領による。

(授業料、その他の納付金)

第2条 授業料、その他の納付金については、学則第43条の定めるところによりこれを徴収する。

2 その他の納付金のうち、実験実習費は演習費を含む額とする。

(教育実習費等)

第3条 教育実習費等を別表1により徴収する。

2 委託生及び科目等履修生の納付金は、別表2により所定の期日までに徴収する。

(特例)

第4条 再入学生は、入学金を免除する。

2 科目等履修生のうち本学卒業生及び中村学園大学卒業生は、履修登録料を免除する。

(退学、転学、留学、停学)

第5条 退学、転学及び留学のときの授業料、その他の納付金、課程費、教育実習費等は許可された年月日が前期の期間内のときは1期分の納入額とし、2期分は全額免除とする。後期の期間内のときは2期分の納入額とする。

2 停学を命ぜられた者については、停学中の授業料、その他の納付金、課程費、教育実習費等はこれを徴収する。

(休学)

第6条 学期の当初において(前期4月1日、後期9月21日)休学した者については、学則第45条を適用する。ただし、委託徴収金(学友自治会費、後援会費)は納入しなければならない。

2 新入生の1期分については、学則第45条は適用しない。

(延納)

第7条 学則第44条第1項により、授業料、その他の納付金について分納できるが、次の各号の一に該当し、納入の延納を願い出る者については、所定の延納願を学生部に提出し、

学長が納入の延納を認めることがある。

- (1) 天災地変その他不慮の災害により、納入期限内に納入することができない場合。
- (2) 前号のほか家庭の都合等により、納入期限内に納入することができない場合。

2 延納の限度は次のとおりとする。

第1期 7月25日(ただし、新入生については適用しない)

第2期 12月25日

3 延納を認められた者が期日内に納入しないときは、学則第43条(1)の手続とする。

(再入学、転入学、転学科)

第8条 再入学又は転入学をする者の授業料、その他の納付金は入学を許可された年度の新生と同額とする。ただし、実験実習費は当該学年次と同額とする。

2 転学科をする者の授業料、その他の納付金は入学を許可された年度の転学科の当該年次生と同額とする。

(入学検定料)

第9条 入学検定料は、学則の定めるところによりこれを徴収する。

(試験料)

第10条 追試験、再試験を受験する者については、別表3により所定の期日までに試験料を徴収する。

(証明手数料等)

第11条 諸証明書の交付を受ける者及びロッカー貸与等を希望する者は別表4により徴収する。

(納付金等の金額変更)

第12条 授業料、その他の納付金、教育実習費等、試験料及び証明手数料等の額は、経済情勢、その他の変動により改めることがある。

(委託徴収金)

第13条 本学の学友自治会、後援会及び同窓会等の委託徴収金は、納付金と同時に徴収する。

2 委託徴収金は別表5のとおりとする。

(不還付)

第14条 課程費、試験料及び証明手数料等は原則として還付しない。

(還付の特例)

第15条 入学を予定していた者が、3月31日までに入学辞退を申し出た場合は、入学金を除く授業料、その他の納付金及び委託徴収金を還付する。ただし、推薦入学選考合格者は、

原則として還付しない。

(卒業認定による留年者の授業料、その他の納付金の特例措置)

第16条 学則第22条第1項の卒業認定による留年者の授業料、その他の納付金は、当該年度履修登録単位に乗じた金額に当該者の入学年度の維持・充実費を加算した合計額を別表6により徴収する。授業料が当該者の卒業年度のその額を超える場合は所定の授業料をもって限度とする。

2 実験実習費等は、実費徴収とする。

3 委託徴収金は別表6のとおりとする。

附 則

この取扱要領は、令和元年7月1日から施行する。